

# JJK企業年金のご案内

～退職年金制度のご提案～



**JJK** JAPAN COMPUTER INFORMATION SERVICE EMPLOYEES' PENSION FUND.  
全国情報サービス産業企業年金基金

【厚生労働大臣認可 関基 016277 号】



1982年2月	情報処理産業厚生年金基金を設立（加入事業所数：157社 加入員数：19,597名）
1988年4月	年金支給率7%UP、年金支給要件を20年から15年に短縮
1989年4月	全国情報処理産業厚生年金基金に名称変更
1991年4月	年金支給要件を15年から10年に短縮
1992年4月	加入員数10万人
1995年4月	加入事業所数1,000社
1996年4月	全国情報サービス産業厚生年金基金に名称変更
2000年4月	年金資産額2,000億円
2003年8月	JJK会館竣工
2006年4月	予定利率を5.5%から4%に引下げる
2007年4月	第2年金制度発足
2017年7月	代行返上を行ない全国情報サービス産業企業年金基金に移行

JJKは加入者数・資産規模は確定給付企業年金制度（DB）の中で最上位クラスです。年金制度は規模が大きいことで運営の安定化を図ることができます。

加入企業数

約900社



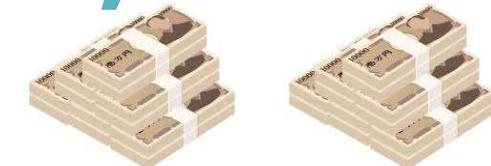
加入者数

約12万名



資産額

約2,700億円

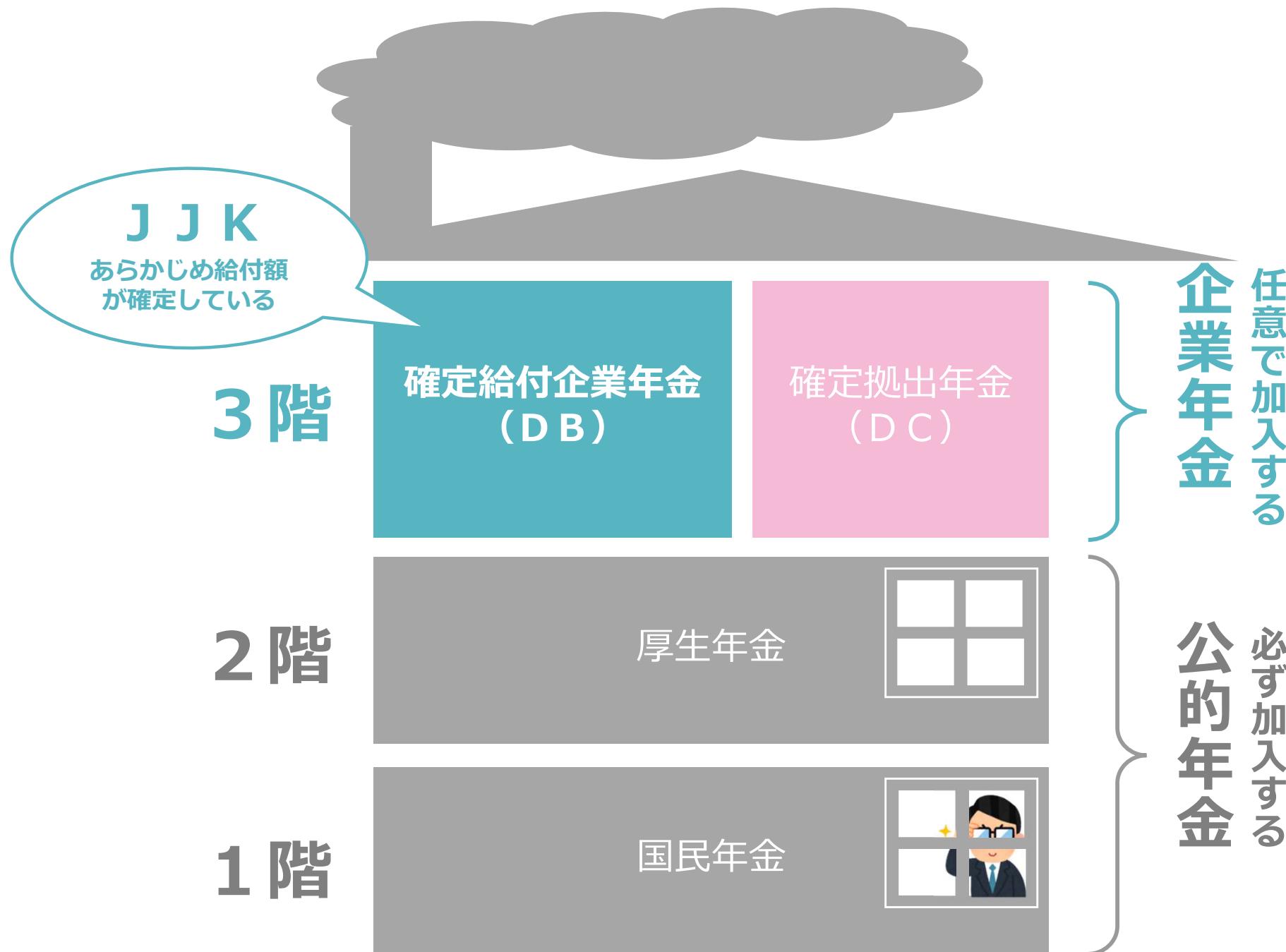


ご参考：企業年金連合会：企業年金実態調査結果（2023年度）

加入者数	合計	基金型	規約型
1,000人未満	1,029	107	922
1,000人以上 2,000人未満	228	148	80
2,000人以上 3,000人未満	112	95	17
3,000人以上 4,000人未満	70	62	8
4,000人以上 5,000人未満	53	46	7
5,000人以上 10,000人未満	122	109	13
10,000人以上 20,000人未満	57	52	5
20,000人以上 30,000人未満	21	20	1
30,000人以上 50,000人未満	9	9	0
50,000人以上 100,000人未満	11	11	0
<b>100,000人以上</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
合計	1,715	662	1,053

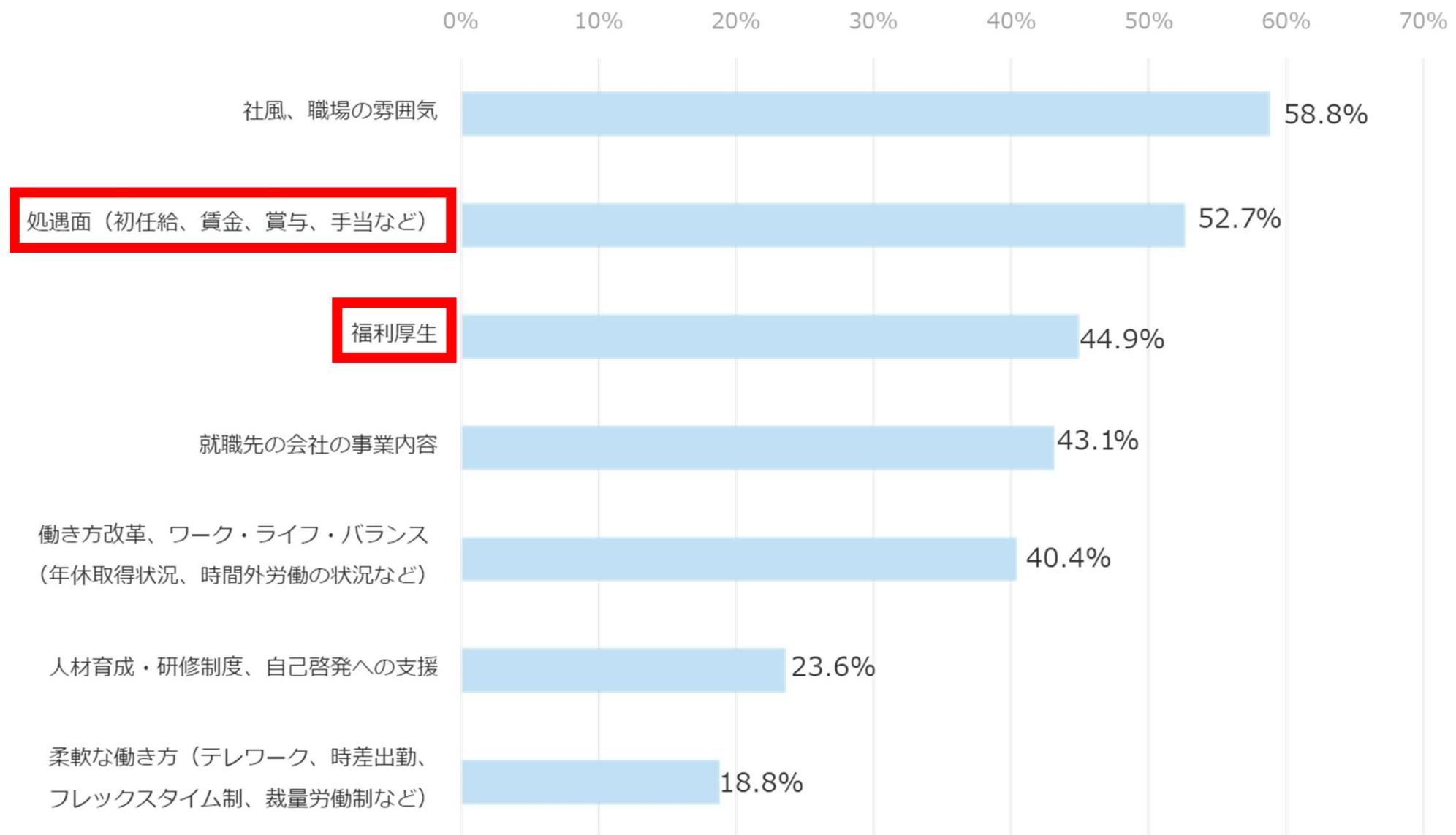
資産規模	合計	基金型	規約型
10億円未満	32	13	19
10億円以上 20億円未満	65	32	33
20億円以上 30億円未満	42	24	18
30億円以上 50億円未満	89	61	28
50億円以上 100億円未満	166	124	42
100億円以上 200億円未満	167	126	41
200億円以上 300億円未満	77	67	10
300億円以上 500億円未満	94	77	17
500億円以上 1,000億円未満	98	83	15
<b>1,000億円以上</b>	<b>91</b>	<b>71</b>	<b>20</b>
合計	921	678	243

# JJKの位置づけ



# 就職先の会社を決める際に重視したこと (複数回答)

## 「待遇面」「福利厚生」は就職先を選ぶ際に重視するポイント



➤ (出所) 東京商工会議所「2025年度新入社員意識調査」の集計結果 (公表資料から事業部で作成)

# 退職給付制度の実施状況割合

約7割が退職金制度ありとなっています。



## 退職金制度の導入メリットとは？

- 競争力の向上 → 他社との競争において有利／優秀な人材の確保・定着
- 従業員の満足度の向上 → 生産性や業績の向上／忠誠心や貢献度が高まる
- 離職率の低下 → 将来への安心感や経済的な不安の解消
- 企業イメージの向上 → 企業の社会的責任を示せる／従業員への配慮を示せる

➤ (出所) 厚生労働省「就労条件総合調査(2023年)」(公表資料から事業部で作成)

# 退職給付制度って本当に必要？

## 退職金制度は何だかんだで広く普及している

- 法令上義務付けられていないが、わが国の労働慣行として広く定着している
- 退職金は「動機付け要因」ではなく「衛生要因」である  
(制度の存在が意欲を向上させるわけではないが、制度が無いと意欲は低下する)

## 退職金制度を廃止して、その分給与に上乗せすべき？

- 上乗せ当初は歓迎されるものの、年月が経つとその状態が普通になる
- 後に人員整理等の必要に迫られた際に、給与に上乗せしてきた事実を説明しても納得を得られる可能性は低い(労使トラブル発生の懸念)
- 上乗せに伴う税・社会保険料負担の増大
  - (例) 標準報酬月額30万円から2万円上乗せした場合の概算
    - ・企業の社会保険料負担は月 3～4 千円程度の増加
    - ・従業員の税・社会保険料負担は月 6～7 千円程度の増加

# 掛金について（第1年金）

JJKの第1年金の掛金は厚生年金で使用する標準報酬月額がベースとなり、それに一定の掛け率を乗じることで決定します。

なお、JJK掛金は全額事業主負担ですが、**全額損金計上（法人税上）** ができます。



## 掛金負担の目安

標準報酬月額**30万円**にて試算 単位：円

加入者数	標準掛金	事務費掛金	合計（月額）
1名	3,300	450	3,750
30名	<b>99,000</b>	<b>13,500</b>	<b>112,500</b>

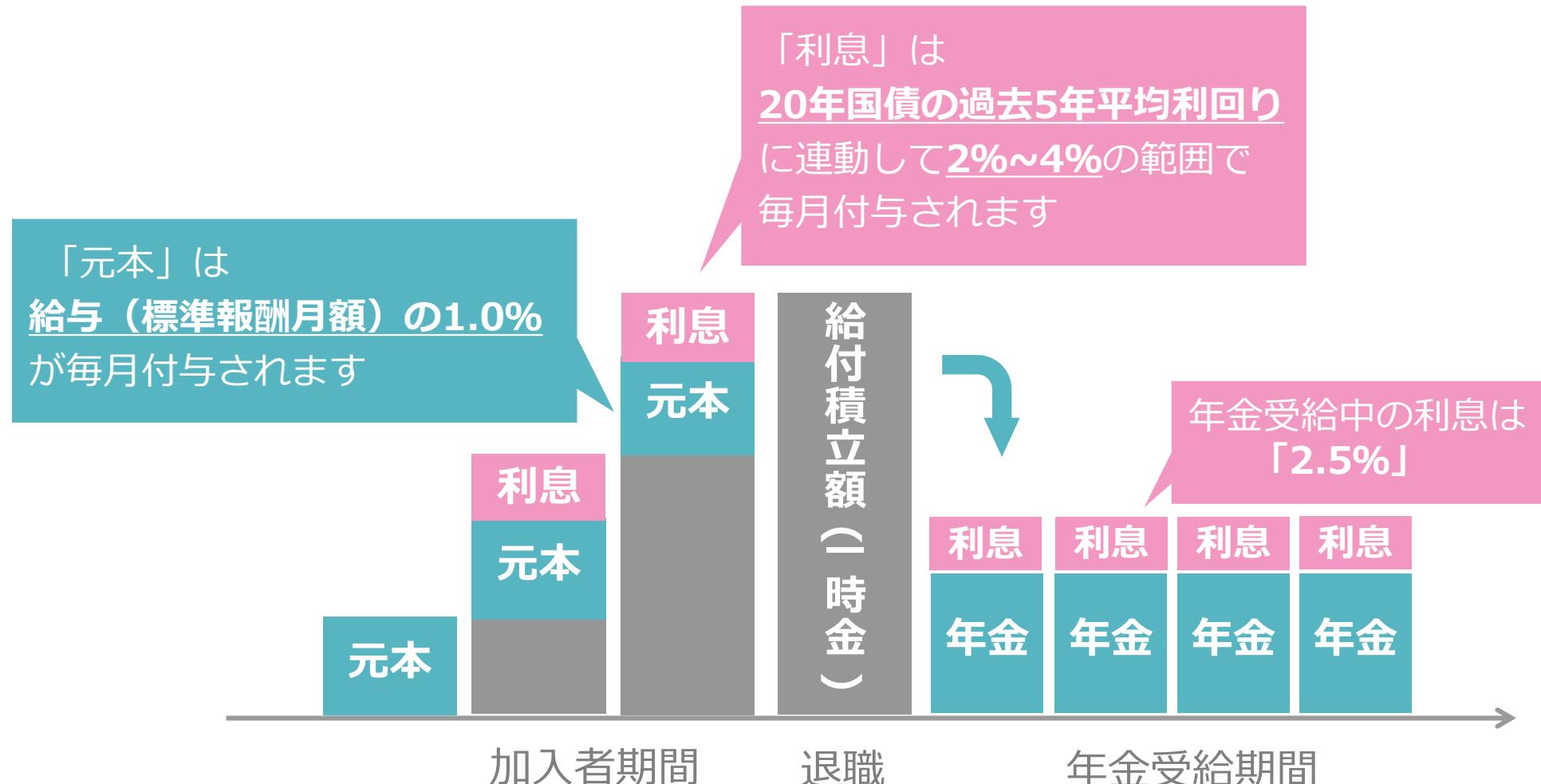
標準報酬月額**37万円**にて試算 単位：円

加入者数	標準掛金	事務費掛金	合計（月額）
1名	4,070	555	4,625
30名	<b>122,100</b>	<b>16,650</b>	<b>138,750</b>

- 賞与には掛け金が掛かりません。
- 産前産後休業期間中及び育児休業期間中も掛け金が掛かります。
- 標準掛け金は給付を行うため、事務費掛け金は事務運営・福祉事業を行うための掛け金です。

# 給付金の積み上がり方と受け取りについて

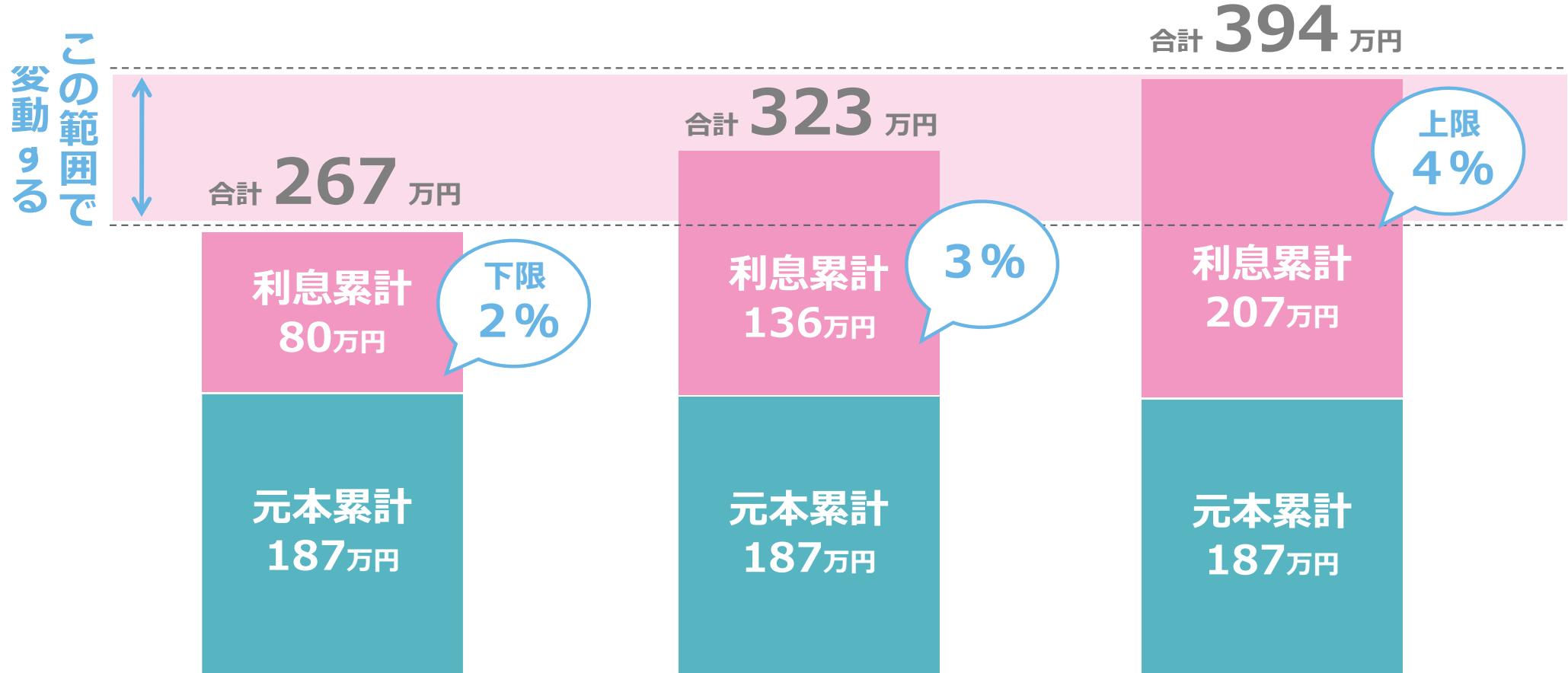
加入者の皆様の給付額は「元本」と「利息」によって積み立てられます。  
退職時までの積み立てた給付積立額を一時金か年金で受け取れます。



# 具体的にいくら受け取れるのか？（一時金編）

22歳加入、60歳退職のモデルケース

※一時金は退職による資格喪失等退職所得要件を満たす場合、「退職所得控除」が適用されます。



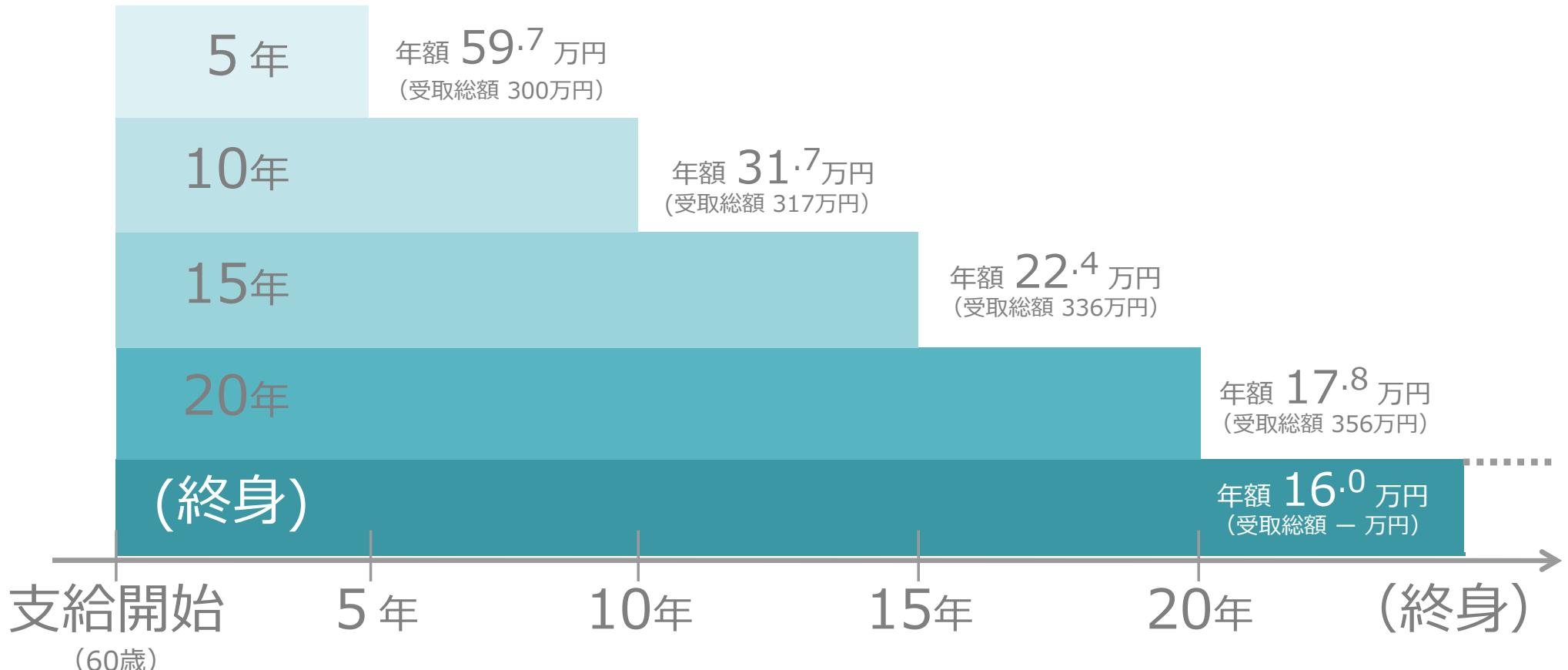
国債の利回りに応じて利息（＝給付の伸び）が変動

上下限（2%～4%）を設けるため下限は2%

➤ 算出に使用する給与は財政再計算時のJJK加入者の実績値から中途入社などを除いて算出。

# 具体的にいくら受け取れるのか？（年金編）

利息:2% 一時金額:267万円 のケース



受取期間を5年、10年、15年、20年から選択できます！  
(60歳以上の資格喪失者のみ終身年金の選択あり)

- 算出に使用する給与は財政再計算時のJJK加入者の実績値から中途入社などを除いて算出。
- 税金控除前の金額になります。

# JJK企業年金基金の活用方法

## 退職金として積み立てる (内枠)



A社

退職金制度を構築したい



B社

社内積立のリスクを軽減したい



C社

既に実施している退職金  
制度の一部に充当したい

退職金制度を構築・移行



退職金の一部を充当



## 退職金とはしないで積み立てる (外枠)



D社

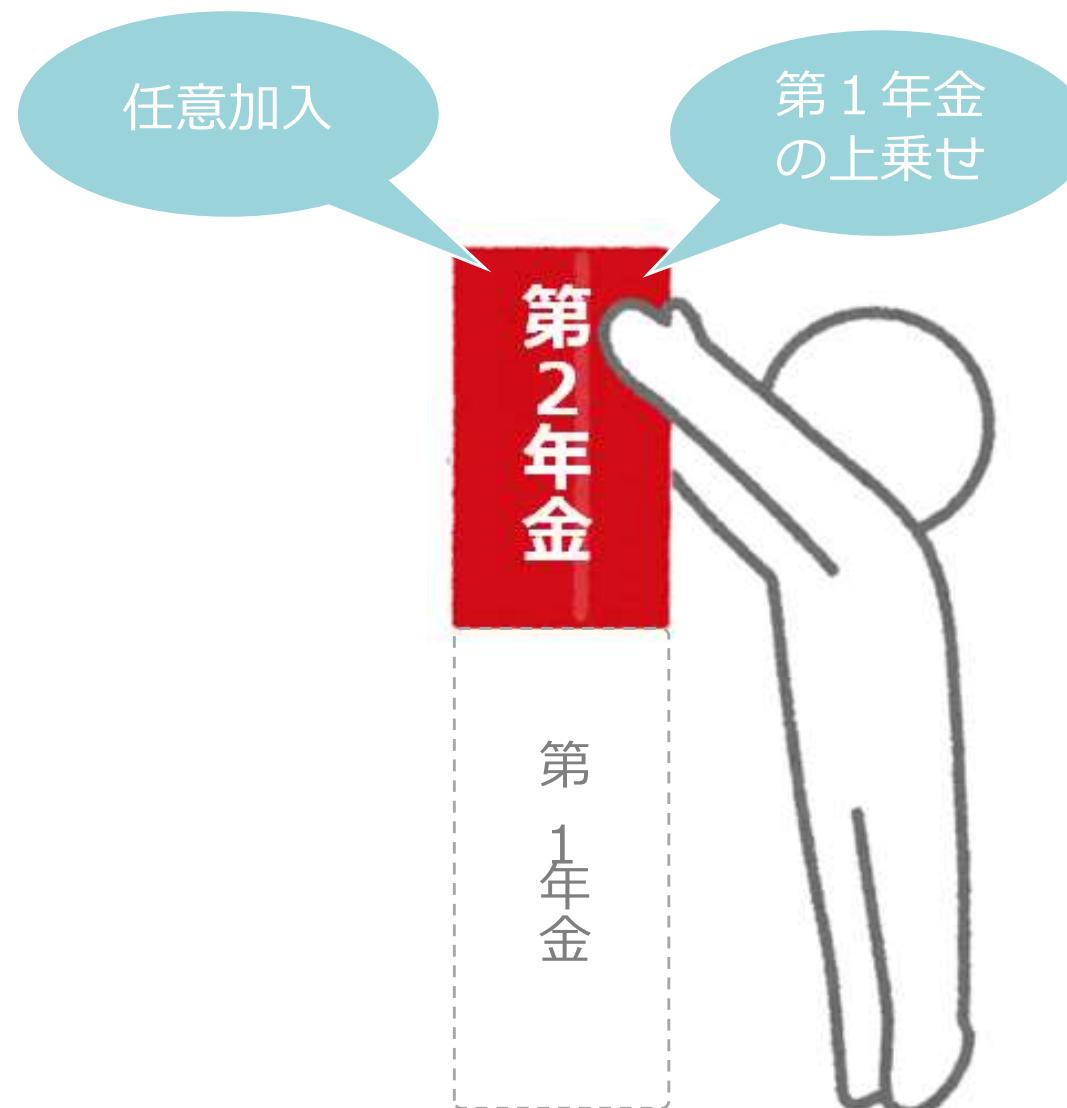
福利厚生を手厚くしたい

福利厚生として活用



# 第2年金制度について（オプション）

第2年金は第1年金とは別に、毎月、定額で積み立てていただく制度です。



# 福利厚生サービスについて

## JTB 国内旅行宿泊補助

1泊5千円の旅行補助（年度内2泊まで）です。  
JK専用Webサイト内で利用できる会員様限定の  
「電子クーポン」です。JTB国内宿泊（約17,000施設）  
だけではなく、JR・航空機などと組み合わせたJTB  
ダイナミックパッケージにもご利用いただけます。



## 結婚祝品の贈呈

社員が結婚した時にお祝い品を  
お届けします。



## ハワイ保養施設 イリカイ

ワイキキビーチが目の前にあり、ホノルル中心地にも近く、アラモアナショッピングセンターも徒歩圏と好立地のコンドミニアムホテルを  
1泊5,000円+州税および宿泊税（加入者・受給者の場合）最長7泊9日でご利用できます。



## 遺児育英補助金

加入者がお亡くなりになったとき、  
加入者により生計を維持されてい  
た18歳未満の遺児を  
対象に支給します。



（1名につき15万円の支給）

## 弔慰金

加入者がお亡くなりになったとき、  
その遺族または埋葬を行った方に  
支給します。



## 年金相談

対面・オンラインで国や基金の年  
金の手続きや受給方法等の個別相  
談を承っております。





- ◆ 本資料は、公に入手可能な情報に基づき作成したものですが、それらの情報について独自の検証を行うことなくそのまま使用しており、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- ◆ 本資料は分かりやすく内容を伝えることを目的としているため、内容の一部を簡略化しています。
- ◆ 当基金の書面での許可なく本資料を修正したり、第三者へ譲渡したり、または開示したりすることはできません。

#### 本資料に関するお問い合わせ先



全国情報サービス産業企業年金基金 編入促進課



03-3546-5133